

## 2 章 庁舎整備方針の検討

### 2.1. 庁舎整備のコンセプト

庁舎整備においては、市民サービスの維持向上、財源、市民意識の醸成等、総合的な視点が求められます。平成 25 年度の基本構想において、今後の庁舎整備の指針ともなる統合庁舎のコンセプト（目指す市庁舎像）を検討し、「効率的で温かい これからの行政サービスの協働拠点」と決めました。

基本政策 1 自治力の拠点づくり

基本施策 1 効率的で温かみのある市役所の創造

**(3) 施策の方向・主要事業および数値目標**

**① 行政運営の効率化**

○ 公共施設の体系的な見直し

老朽化した施設や類似する施設について、整理統合を視野に見直しを行います。また、市庁舎のあり方については、市民検討委員会の答申を踏まえ、既存の庁舎を増改築することを前提とした「1本庁舎2支所体制」について、市民サービスの維持向上、人的・財政的効率化など、総合的な視点から具体的な検討を行います。

図表 2.1-1 「第 1 次中央市長期総合計画後期基本計画（平成 25 年 3 月）」より抜粋

詳しくは、上に示した第 1 次中央市長期総合計画に定める、基本政策 1 「自治力の拠点づくり」から基本施策の一つである「効率的で温かみのある市役所の創造」を引用し、そこからイメージできる以下の①～④のキーワードを定め、統合庁舎のコンセプトを導きました。

◇キーワード

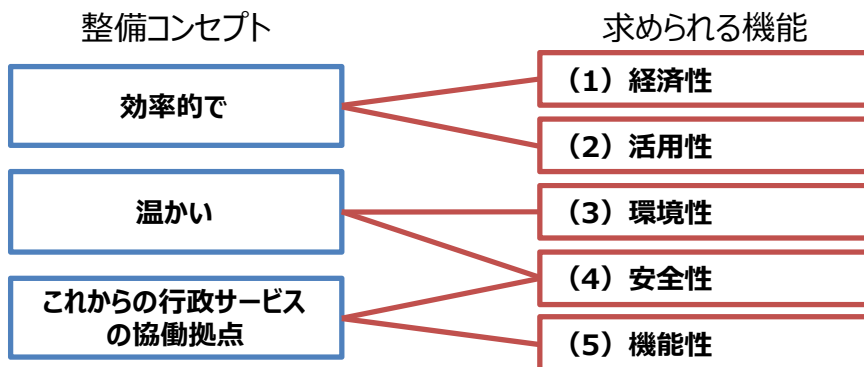
- ① 効率的で.....簡素、効率的.....
- ② 温かみのある.....心温かい、安全安心.....
- ③ 市役所の.....市民・行政サービス、地方分権.....
- ④ 創造.....市民・行政協働、人づくり.....



「効率的で温かい これからの行政サービスの協働拠点」

## 2.2. 庁舎整備に求められる機能と整備方針

コンセプトに基づき、庁舎に求められる機能を以下に考察しました。



図表 2.2-1 整備コンセプトと求められる機能

上記の機能を満たすために、以下の庁舎整備方針を定めます。

- (1) 経済性
  - 適正コストー適正かつ効率的なコスト投資による庁舎の整備と管理を目指す
- (2) 活用性
  - 立地ー周辺の地域や施設との連携を図り、市民サービスをより充実させる
  - 利活用ー既存ストックを有効活用しながら、市民サービスを維持・向上させる
- (3) 環境性
  - 環境配慮ー地球や周辺環境に調和する庁舎を整備し、環境に配慮した快適な公共空間を形成する
  - 環境利用ー地球環境を配慮し、再生可能エネルギーの活用など総合的な省エネ対策を推進する
- (4) 安全性
  - 施設安全ー市民や職員が安心して利用できる安心・安全な庁舎を目指す
  - 防災拠点ー災害時には、防災活動や応急復旧活動の本部として活用できる防災拠点機能を持つ庁舎とする
- (5) 機能性
  - 施設機能ー施設機能を充実させ、多種多様な市民ニーズに対応可能な利便性の高い庁舎とする

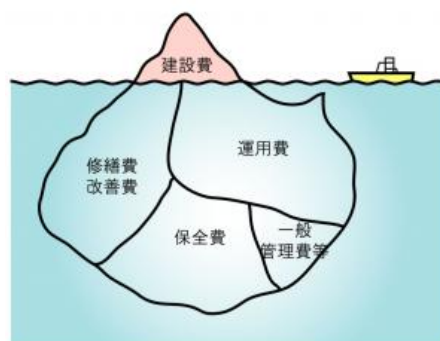
## 2.3. 庁舎整備方針についての基本的な考え方

整備方針について、基本的な考え方を以下に検討しています。

### (1) 経済性

#### 1) 適正コスト

- (ア) 統合庁舎整備は、既存の田富庁舎で不足する面積を増設部分で補う計画とします。
- (イ) 福祉センターを解体し、統合庁舎敷地として活用します。
- (ウ) その他では、既存部分を十分に活用し、解体や改修はなるべく抑える計画とします。
- (エ) 議場は既存部分を利用し、議会関連の必要面積は議場の廻りに配置する計画とします。
- (オ) 田富庁舎の既存部分は、竣工年から現行建築基準法の耐震基準を満たしていると判断できるため、耐震補強工事の費用は見込まない計画とします。
- (カ) 来庁者、公用車及び職員用の駐車場を整備するため、計画敷地内で確保できない台数は、敷地外の土地を取得することとします。
- (キ) 統合庁舎建設時だけでなく、将来にわたったライフサイクルコストについて抑制するよう計画します。



ライフサイクルコストイメージ

(出典『改訂 建築物のライフサイクルコスト』(財)建築保全センター)

### (2) 活用性

#### 1) 立地

- (ア) 今後のまちづくりにおける行政サービスの拠点としての役割を担う計画とします。
- (イ) 周辺公共施設との連携を強化し、市民サービスをより充実させる計画とします。

#### 2) 利活用

- (ア) 田富庁舎の既存部分や周辺の施設・敷地を有効に活用する計画とします。
- (イ) 既存敷地の規模・形状特性を活かした土地利用を計画し、周辺の関連敷地含めての検討を行います。
- (ウ) 駐車スペースを確保するため、来庁者→公用車→職員用を優先順位とし、敷地内だけでなく、周辺敷地の確保も検討します。

---

### (3) 環境性

#### 1) 環境配慮

(ア) 周辺環境や周辺住民に対する影響を考慮し、周辺施設との景観調和や敷地内の来庁者動線に留意するなど、快適な公共空間の形成を行います。

(イ) 中央市の自然や風土、文化などをモチーフとした統合庁舎の外観デザインを検討し、市民に親しみある庁舎整備を計画します。



庁舎外観(甲府市)



庁舎外観(阿南市)



庁舎外観(掛川市)

(ウ) 自然採光・換気、高効率な設備機器等を採用し、省資源・省エネルギーに努め、周辺環境への負荷を軽減させる計画とします。

(エ) 敷地内における緑化を推進し、周辺環境、敷地内及び建物内に良好な空間を提供する計画とします。



照明LED化(山武市)



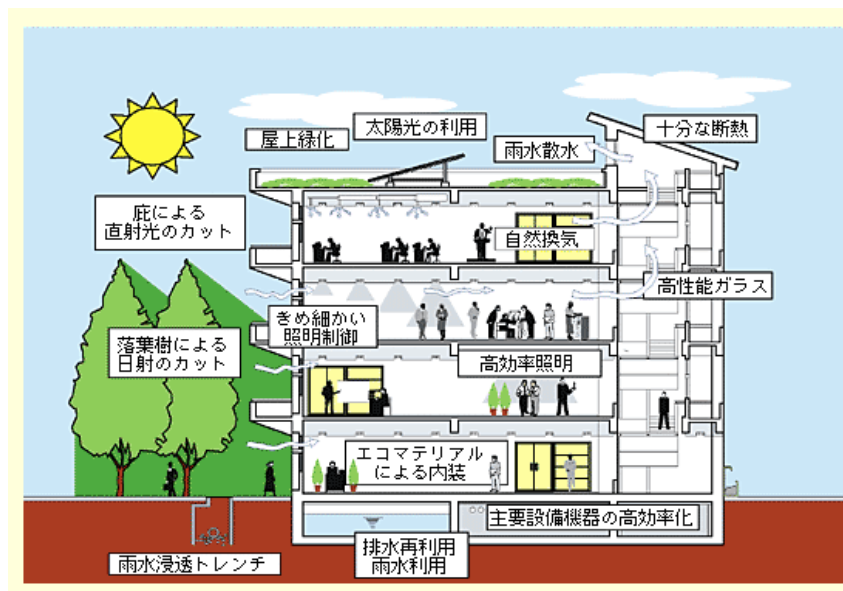
空調高効率化(多摩市)



建物内中庭の緑(甲府市)

## 2) 環境利用

(ア) 太陽光等の自然エネルギーを活用し、省資源・省エネルギー等の環境に配慮した設備機器やシステムを整備するなど、グリーン庁舎としての統合庁舎を計画します。



グリーン庁舎イメージ(出典：国土交通省大臣官房官庁営繕部 HP)



太陽光パネル(平塚市)



太陽光パネル  
(横浜市神奈川区)



発電量モニタ  
(横浜市神奈川区)

(4) 安全性

1) 施設安全

(ア) 増設部分の構造体は、大地震時でも防災拠点として、構造体の補修をすることなく建築物を使用するために、「人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れる基準（耐震安全性分類Ⅰ類、Is 値換算 0.9）」として計画します。また、建築非構造部材及び建築設備については、構造体と同レベルとして、それぞれ「A 類」、「甲類」として計画します。

施設の利用	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)	Ⅲ類	B類	乙類

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

官庁施設の耐震性能（国土交通省中部地方整備局 HP）

(イ) 既存部分は、建設当初、主要構造部の損傷を最小限にとどめる「現行建築基準法基準（耐震安全性分類Ⅲ類、Is 値 0.6）」で設計されており、一般的な庁舎利用では問題がないため、その後の耐震診断は実施していません。よって、構造体が「Ⅱ類」以上の基準を有しているかは未確認ですが、「Ⅲ類」以上として、既存構造体を活用する計画とします。また、建築非構造部材及び建築設備について、改修対象でない部分は、現仕様を活用する計画としますが、現状の耐震レベルが不明であるため、レベル設定はしないものとします。

- (ウ) 庁舎における安全確保のため、防犯性を高めた見通しのよい外構・平面計画とします。  
また各所には防犯カメラを設置し、死角となる部分を減らす計画とします。
- (エ) 個人情報などの情報漏洩や不正アクセスに配慮するとともに、執務空間への入退出管理  
手法やセキュリティ機能について検討します。
- (オ) 効果的な位置に宿直室を配置し、閉庁時においても、防犯性向上に努めます。



防犯カメライメージ



セキュリティイメージ

## 2) 防災拠点

- (ア) 災害時の迅速な対応のため、防災機能を集約し、周辺の防災機能との連携を強化します。
- (イ) 増設部分には、市内の災害に対応するための防災対策室の設置を計画します。防災対策  
室は十分な活動スペースを確保するとともに、通信機能なども十分備える計画とします。



災害対策本部室(伊東市)



災害対策本部(岡崎市)



防災通信指令室(平塚市)

- (ウ) 防災拠点となるべく、災害時に備えた電源や備蓄品（水・食料）の確保のための設備・  
スペースの設置を検討します。



備蓄倉庫  
(広島市西消防署)



耐震性貯水槽  
(堺市上下水道局)



自家発電装置  
(神奈川県足柄上合同庁舎)

## (5) 機能性

### 1) 構成

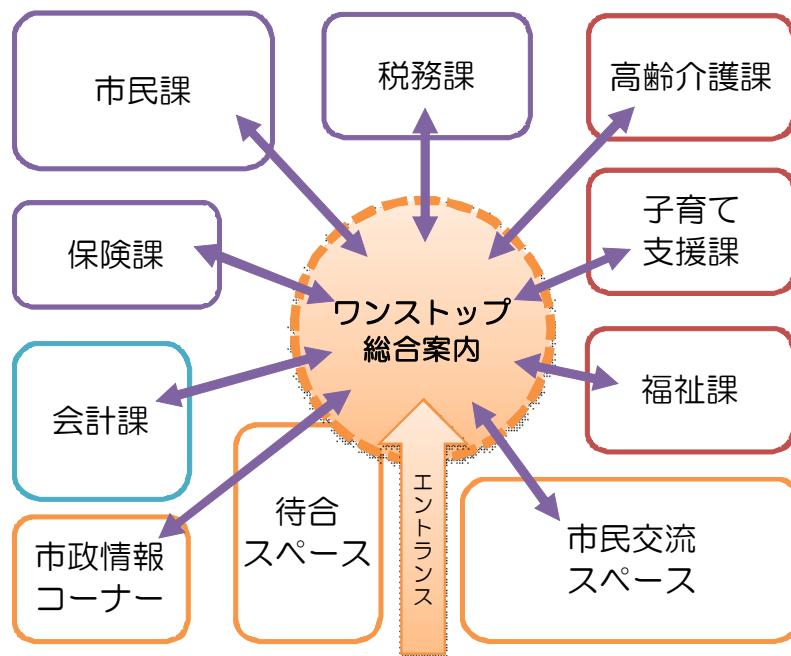
(ア) 駐車場や敷地出入り口から施設までのアクセス利便性を高めた配置とします。既存部分と増設部分の接続部を含め、出来るだけ簡潔で利便性ある動線計画とします。

(イ) 機能構成がわかりやすいフロア構成とし、1階に案内・窓口機能や交流機能を配置し、上の階に、執務機能等を配置するように計画します。

### 2) 窓口

(ア) 見通しが良く、目的の窓口が一目で見える分かりやすい配置を基本とします。

(イ) 申請・届出受付、証明発行など、市民の利用が多い窓口業務を行う部署は低層部に集約し、ワンストップサービスの導入を検討します。



ワンストップサービスのイメージ

(ウ) 機能的に窓口スペースを確保するとともに、ハイカウンターやローカウンターの使い分け基準を統一し、誰もが利用しやすい窓口を検討します。



窓口カウンター(東京都葛飾区)



窓口カウンター(甲府市)



窓口カウンター(長岡市)



(エ) 個人のプライバシーに配慮し、必要な窓口には仕切りを設置するほか、専用の相談コーナーを設けることで、市民が安心して利用できるよう検討します。



プライバシー配慮窓口(川崎市幸区)



プライバシー配慮窓口(長岡市)



プライバシー配慮窓口(甲府市)

(オ) ゆとりのある待合スペースを確保し、来庁者の快適性を高める計画とします。



待合スペース(北本市)



待合スペース(川崎市幸区)



待合スペース(長岡市)

### 3) サイン

(ア) エントランス付近に、各窓口への円滑な誘導を図るための総合案内の設置を検討します。



総合案内(長岡市)



総合案内(北本市)



総合案内(甲府市)

(イ) 遠くからでも認識できるキャッチーなサインや点字ブロック、外国人に配慮した多言語表示など、分かりやすい案内表示を検討します。



電光掲示板(東京都葛飾区)



総合案内板(郡山市)



統一サイン(会津若松市)

(ウ) 来庁者の利便性向上や窓口事務の正確性向上のため、プライバシーの保護にも考慮した窓口呼び出しシステムの導入について検討します。



窓口呼出システム(甲府市)



窓口呼出システム(長岡市)



窓口呼出システム(みよし市)

#### 4) 行政スペース

(ア) 執務空間は、フリーアクセスフロア (OA フロア) とし、什器や OA 機器のレイアウト変更柔軟に対応できる計画を推進します。



執務室(青梅市)



執務室(平塚市)



執務室 OA フloor(観音寺市)

(イ) 多様な会議に対応できるように、各所にバランスよく機能的な会議室を配置します。また、それぞれの会議室に合わせた設備を備える計画とします。



会議室(北本市)



会議室(練馬区)



委員会室(甲府市)

(ウ) 議会は、原則既存議場を活用した上で、必要に応じて、改修を実施する計画とします。



議場(甲府市)



議場(北本市)



議場(平塚市)

## 5) その他スペース

(ア) 子供連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペース、キッズルームの設置を検討します。



キッズルーム(北本市)



キッズスペース(甲府市)



授乳室(東大阪市)

(イ) 中央市の歴史や魅力、市政情報を、市民へ発信するため、市政情報コーナーの設置を計画します。



市政情報コーナー(青梅市)



市政情報コーナー(太田市)



展示コーナー(甲府市)

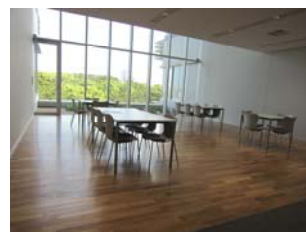
(ウ) 市民活動への参加を促し、市民活動を支えるための、イベントスペースや市民ギャラリーの設置を検討します。



交流スペース(板橋区)



市民ギャラリー(流山市)



市民協働スペース(平塚市)

(エ) 庁舎における市民の憩いの場として、喫茶コーナーや飲食スペースの設置を検討します。



飲食スペース(板橋区)



飲食スペース(青梅市)



飲食スペース(川崎市幸区)

(オ) 市民の利便性向上のために庁舎内に売店の設置を検討します。

(カ) 市民の利便性向上のために、指定金融機関や ATM の設置を検討します。



庁舎内売店(甲府市)



敷地内売店(秦野市)



敷地内 ATM(朝来市)

## 6) ユニバーサルデザイン (UD)

(ア) ユニバーサルデザインに対応した空間を原則とし、移動ルートへの配慮など、障がい者、お年寄りの方など誰でも使いやすく、快適な施設づくりとする。また、誰でもすぐに施設構成を理解でき、危険なく、各機能へのアクセスが容易な施設づくりとします。

(イ) 各所に多機能トイレの設置を検討します。

(ウ) 聴覚障害者に配慮し、庁内放送などにも対応した掲示板の配置を検討します。



多機能トイレ(飯田市)



UDエレベータ(徳島市)



UD駐車場(徳島市)

注) この項における出典記述無  
き写真は、各自治体 HP、または  
メーカーから得られた資料